

○三鷹市スポーツ施設条例施行規則

平成28年10月 1 日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市スポーツ施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用区分)

第2条 条例別表第1に規定する三鷹市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）のうち、三鷹市総合スポーツセンター（会議室に限る。）、三鷹市新川テニスコート、三鷹市下連雀ゲートボール場、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市大沢総合グラウンド及び三鷹市井ログラウンドの使用区分は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用者の範囲)

第3条 スポーツ施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- (2) 次条の規定による団体登録の承認を受けた団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市大沢総合グラウンドは、同号に規定する者以外の者も使用することができる。

3 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場を使用できる者は、三鷹市大沢野川グラウンドを使用する者とする。

(貸切使用の団体登録)

第4条 条例第9条第2項の規定によりスポーツ施設並びに設備及び器具を貸切使用（団体がスポーツ施設を貸切りで使用する場合をいう。以下同じ。）しようとする団体は、三鷹市スポーツ施設使用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 団体登録の資格要件等は、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により申請をした団体を登録したときは、使用団体登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を当該団体に交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める団体については、第1項の申請書の提出及び前項の登録カードの交付を要しないものとする。

（貸切使用の申請及び承認等）

第5条 前条第3項の規定により登録カードの交付を受けた団体が、スポーツ施設並びに設備及び器具を使用しようとするときは、別表第2に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に使用の申請をしなければならない。

- 2 市長は、別表第2に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する団体を決定するものとする。
- 3 市長は、別表第2に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定するものとする。
- 4 前2項の規定により決定を受けた団体は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用開始前までに条例第12条第1項に規定するスポーツ施設の使用料並びに同条第3項に規定する設備及び器具の使用料を納入し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該使用料を口座振替の方法により納入する場合にあっては、使用日の属する月の翌々月の初日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）に納入するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

（登録カードの提示）

第6条 前条第4項の規定による使用承認を受けた者（以下この条から第14条までにおいて「使用者」という。）は、スポーツ施設の使用の際、市長に登録カードを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、条例第11条の規定によりスポーツ施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市スポーツ施設使用承認取消し等通知書（様式第3号）により使用者に通知する。

(個人使用の申請及び承認等)

第8条 スポーツ施設を個人使用（個人が使用する場合をいう。以下同じ。）しようとする者は、使用の当日に個人使用券（様式第4号）を購入（市長が別に定めるところによる使用料の支払による方法を含む。以下同じ。）しなければならない。

2 前項の規定により個人使用をしようとする者が個人使用券を購入したときは、市長は、その使用の申請及び承認があったものとみなすものとする。

(個人使用の超過時間の使用料)

第9条 三鷹市総合スポーツセンターのプール、トレーニング室、ランニング走路、弓道場及びアーチェリー場を個人使用する場合において、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が承認した使用時間を超過してスポーツ施設を使用した場合に係る超過時間の使用料の額は、1時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間として計算する。）につき、条例別表第4の2の表個人使用の欄及び同表の3の表個人使用（大人）の欄に規定する利用時間1時間の使用料を徴収する。

(三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料)

第10条 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場を使用する者は、自動車の出庫の際に使用料を納入しなければならない。

(三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の使用料)

第11条 三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備を使用する者は、設備を使用する際に使用料を納入しなければならない。

(追加〔平成29年規則45号〕)

(使用料の減免)

第12条 条例第13条第2項の規定によりスポーツ施設の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 貸切使用

- ア 障がい者（児）で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除
- イ 市内の公共的団体又はスポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象としたイベント、教室又は講習に使用する場合 全額免除
- ウ 指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合 全額免除
- エ 市内の公共的団体又はスポーツ・レクリエーション活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーションに関する大会等に使用する場合 2分の1減額
- オ 市内に住所を有する70歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合 4分の1減額
- カ 使用料を口座振替の方法により納入する場合において、使用者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除
- キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

(2) 個人使用

- ア 市内に住所を有する障がい者（児）及びその付添人が使用する場合。ただし、付添人は、当該障がい者（児）1人につき1人までとする。 全額免除
- イ 市内に住所を有する70歳以上の者が使用する場合 4分の1減額
- ウ 三鷹市総合スポーツセンターにおいて、調布市に住所を有する70歳以上の者が使用する場合 4分の1減額
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

- 2 前項の規定によりスポーツ施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、減額後の利用時間1時間個人使用料が減額後の利用時間3時間個人使用料又は利用時間2時間個人使用料から算出される1時間当たりの額を下回る場合は、利用時間1時間個人使用料の減額後における10円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 4 第1項第1号ア及びイに掲げる場合における施設の使用料の免除の資格要件は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

(設備及び器具の使用料等)

第13条 条例第12条第3項に規定するスポーツ施設の設備及び器具の使用料は、別表第3のとおりとする。

- 2 指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合には、当該使用料を免除する。
- 3 第1項の使用料を口座振替の方法により納入する場合において、設備及び器具を使用する者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合には、当該使用料を免除する。

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

(使用料の還付等)

第14条 条例第14条ただし書の規定による使用料(個人使用券の購入により納入した使用料を除く。ただし、回数券による場合において、市長が特に認めるときは、この限りでないものとし、その取扱いは別に定める。)の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できない場合 全額
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合 全額
- (3) 三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 市長が必要があると認める額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、三鷹市スポーツ施設使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該還付を受ける者が新たに同一料金のスポーツ施設の使用の承認を受けたときは、市長は、還付すべき使用料をこれに充てることができる。

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

（特別の設備等の承認手続）

第15条 条例第16条ただし書の規定により使用者がスポーツ施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

（入場の制限等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、スポーツ施設への入場を禁じ、又は退場させることができる。

- (1) スポーツ施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入場を不相当と認めるとき。

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

（使用者の義務）

第17条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) スポーツ施設並びに設備及び器具の使用を適正に行うこと。
- (2) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- (3) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。
- (4) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

(指定管理者に関する読替え)

第18条 条例第3条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第4条から第7条まで及び第12条から前条並びに様式第1号及び様式第3号までの規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第4条第1項、第3項及び第4項、第5条から第7条まで並びに第15条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1号カ及び第13条第3項の規定中「三鷹市」とあるのは「三鷹市若しくは指定管理者」と、第14条第1項第3号の規定中「三鷹市」とあるのは「三鷹市又は指定管理者」と、様式第1号中「三鷹市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「三鷹市長氏名」とあるのは「指定管理者氏名」と、「三鷹市長を」とあるのは「指定管理者を」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。た

だし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの体育施設並びに設備及び器具の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成29年9月29日規則第45号)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則 (平成31年2月15日規則第7号)

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年3月20日から施行する。ただし、第12条第1項第1号の改正規定及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三鷹市市民体育施設条例施行規則第12条第1項第1号の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月22日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年1月31日規則第5号)

この規則は、令和5年2月28日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日規則第38号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則 (令和7年3月31日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに次項及び第5項(別表第1中「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める部分を除く。)の規定は、令和7年7月1日から施行する。

(三鷹市公印規則の一部改正)

2 三鷹市公印規則(昭和42年三鷹市規則第16号)の一部を次のように改正する。
別表中(58)の項中「及び井口特設グラウンド」を削る。

(三鷹市職員の労働安全衛生管理に関する条例施行規則の一部改正)

3 三鷹市職員の労働安全衛生管理に関する条例施行規則(昭和59年三鷹市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第53条の3(見出しを含む。)中「体育活動」を「スポーツ活動」に改める。

(三鷹市立児童遊園条例施行規則の一部改正)

4 三鷹市立児童遊園条例施行規則(平成27年三鷹市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「三鷹市市民体育施設条例施行規則」を「三鷹市スポーツ施設条例施行規則」に、「市民体育施設条例施行規則」を「スポーツ施設条例施行規則」に改める。

第5条第1項中「市民体育施設条例施行規則」を「スポーツ施設条例施行規則」に改める。

(三鷹市受動喫煙防止条例施行規則の一部改正)

5 三鷹市受動喫煙防止条例施行規則(令和2年三鷹市規則第55号)の一部を次の

ように改正する。

別表第1中「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に、「

- (1) 三鷹市新川テニスコート
- (2) 三鷹市下連雀ゲートボール場
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド
- (4) 三鷹市大沢総合グラウンド

」を「

- (1) 三鷹市新川テニスコート
- (2) 三鷹市下連雀ゲートボール場
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド
- (4) 三鷹市大沢総合グラウンド
- (5) 三鷹市井口グラウンド

」に改め、同表三鷹市井口特設グラウンドの項を削る。

(三鷹中央防災公園条例施行規則の一部改正)

- 6 三鷹中央防災公園条例施行規則（平成28年三鷹市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める。

(三鷹都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

- 7 三鷹都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和45年三鷹市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表2の1の表中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第1（第2条関係）

(一部改正〔平成29年規則45号〕)

名称等		使用区分	
三鷹市総合スポーツセンター	会議室	1回目	午前9時～正午
		2回目	正午～午後3時
		3回目	午後3時～午後6時

		4回目	午後6時～午後9時
三鷹市新川テニスコート		1回目	午前8時～午前10時
		2回目	午前10時～正午
		3回目	正午～午後2時
		4回目	午後2時～午後4時
		5回目	午後4時～午後6時
三鷹市下連雀ゲートボール場		1回目	午前9時～午前11時
		2回目	午前11時～午後1時
		3回目	午後1時～午後3時
		4回目	午後3時～午後5時
三鷹市大沢野川 グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー 場	1回目	午前7時～午前9時
		2回目	午前9時～午前11時
		3回目	午前11時～午後1時
		4回目	午後1時～午後3時
		5回目	午後3時～午後5時
		6回目	午後5時～午後7時
	テニスコート	1回目	午前8時～午前10時
		2回目	午前10時～午前12時
		3回目	午後0時～午後2時
		4回目	午後2時～午後4時
		5回目	午後4時～午後6時
三鷹市大沢総合 グラウンド	テニスコート	1回目	午前7時～午前9時
		2回目	午前9時～午前11時
		3回目	午前11時～午後1時
		4回目	午後1時～午後3時
		5回目	午後3時～午後5時

		6回目	午後5時～午後7時
		7回目	午後7時～午後9時
	野球場（夜間照明 設備あり） サッカー・ラグビ ー場 多目的スポーツ 広場 会議室	1回目	午前7時～午前9時
		2回目	午前9時～午前11時
		3回目	午前11時～午後1時
		4回目	午後1時～午後3時
		5回目	午後3時～午後5時
		6回目	午後5時～午後7時
		7回目	午後7時～午後9時
	野球場（夜間照明 設備なし） ソフトボール場 練習場	1回目	午前7時～午前9時
		2回目	午前9時～午前11時
		3回目	午前11時～午後1時
		4回目	午後1時～午後3時
		5回目	午後3時～午後5時
		6回目	午後5時～午後7時
三鷹市井口グラウンド		1回目	午前9時～午前11時
		2回目	午前11時～午後1時
		3回目	午後1時～午後3時
		4回目	午後3時～午後5時
		5回目	午後5時～午後6時30分

別表第2（第5条関係）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の3月前の1日から10日まで	使用日の属する月の2月前の1日から使用日当日まで
市外団体	—	使用日の属する月の1月前の1日

から使用日当日まで

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該スポーツ施設に空きがある場合に限る。

別表第3（第13条関係）

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

スポーツ施設名	設備及び器具	単位	使用料
三鷹市総合スポーツセンター	放送設備	1式	1,000円
	大型得点板	1式	1,000円

備考 設備及び器具の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。

様式第1号(第4条関係)

(表)

年 月 日

三鷹市スポーツ施設使用団体登録申請書

(あて先) 三鷹市長

下記のとおり三鷹市スポーツ施設使用団体登録申請を行います。

フリガナ				登 録 番 号 (※)
団 体 名				
代 表 者	フリガナ			電 話
	氏 名			F A X
				携帯電話
	生 年 月 日			年 齢
	住 所			
勤務先・学校等	名 称	住 所	電 話	
連 絡 担 当 者	フリガナ			電 話
	氏 名			F A X
				携帯電話
住 所				
使用施設				
団 体 の 状 況	種目・活動内容			
	構 成 員 数		主 な 構 成 員	
	主 な 活 動 曜 日		主 な 活 動 時 間	
	入 会 金		会 費	
減免及び免除(※)				

(※) 印の箇所は、記入しないでください。

○この申請書の内容は、電子計算組織に記録されます。

様式第1号（第4条関係）

（裏）
登 録 名 簿

No	氏名	年齢	住所（自宅）	連絡先	会社（学校）名・所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※会社（学校）名・所在地の欄は、市外在住で市内に在勤・在学の場合に記入してください。

※市長が認める団体は、団体役員名簿の提出をもって登録名簿に代えることができます。

様式第2号(第4条関係)

(表)

使用団体登録カード

(バーコード)

(登録番号)

(裏)

団体名

減免 更新日

- 施設をご利用の際は、必ずこのカードを提示してください。
- このカードは、他人に貸さないでください。
- 団体登録内容に変更があったとき又はカードを無くしたときは、必ず届け出てください。
- このカードは、折り曲げないでください。
- このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

電話 _____

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

三鷹市スポーツ施設使用承認取消し等通知書

住所

氏名

様

三鷹市長 氏

名印

年 月 日付けで承認した三鷹市スポーツ施設の施設・設備・器具の使

用について使用承認を（取り消す・制限する・停止する）ことを通知します。

1 使用承認の内容

(1) 施設・設備・器具名

(2) 使用日

(3) 時間区分

(4) その他

2 理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第8条関係)

施 設 名



三 鷹 市 長

三鷹市スポーツ施設使用料減免申請書

(あて先) 三鷹市長

申請者	住所
	氏名
	電話

年 月 日付で使用する施設の承認を受けた施設の使用料について、次のとおり減額・免除を申請します。

団 体 名		
代 表 者 名		
団 体 区 分	<input type="checkbox"/> 市内団体	<input type="checkbox"/> 市外団体
使 用 施 設		
使 用 日	年 月 日 ()	
時 間 区 分	時 分から 時 分まで	
使 用 目 的 (具体的に)		
使用予定者数		
減額・免除の 申 請 理 由		
※ 減 額 ・ 免 除 の 申 請 額	使用料	円
	減額・免除の額	円
	減額・免除後の使用料	円
備 考		

※印の箇所は記入しないでください。

..... 下欄には記入しないでください。

決 裁 区 分						
内 容 等	1	減額・免除する。				円
	2	減額・免除しない。				理由
		備考				

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

三鷹市スポーツ施設使用料還付申請書

(あて先) 三鷹市長

申請者	住所
	氏名
	電話

年 月 日付で納入した施設並びに設備及び器具の使用料について、次のとおり還付を申請します。

団体名				
代表者名				
使用施設並びに設備及び器具	使用日	時間区分	納入済使用料(円)	還付額(円)
			※	※
還付理由				
還付申請金額合計			円	

備考

- ※欄の記入は不要です。
- 本申請書に、使用料領収書を添付してください。
..... 下欄には記入しないでください。

※上記のとおり還付します。

決裁区分				

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第12条関係）

（一部改正〔平成29年規則45号〕）

様式第6号（第14条関係）

（一部改正〔平成29年規則45号〕）